

地方公務員法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	．．．．．	1
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（附則第二条関係）	．．．．．	6
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（附則第三条関係）	．．．．．	7
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（附則第四条関係）	．．．．．	8
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（附則第五条関係）	．．．．．	9

地方公務員法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に適用される基準 第一節 第四節（略） 第四節の二 休業（第二十六条の四―第二十六条の六） 第五節 第九節（略） 第四章・第五章（略）</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。</p> <p>第四節の二 休業 （休業の種類）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 職員に適用される基準 第一節 第四節（略） 第四節の二 休業（第二十六条の四・第二十六条の五） 第五節 第九節（略） 第四章・第五章（略）</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。</p> <p>第四節の二 休業 （休業の種類）</p>

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び大学院修学休業とする。  
2 (略)

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条（第八項及び第九項を除く。）において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。  
2 (略)

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、

その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(配偶者同行休業)

第二十六条の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五項及び第六項において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。）をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

4	5	6	7	8	9	
<p>第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。</p>	<p>配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失う。</p>	<p>任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。</p>	<p>任命権者は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。</p>	<p>一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用</p>	<p>任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>	<p>任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない</p>

場合に限り、その任期中、他の職に任用することができ

10 第七項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。

11 前條第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

(人事行政の運営等の状況の公表)  
第五十八條の二 任命権者は、条例で定めるところによ

り、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評

2・3 (略)

(人事行政の運営等の状況の公表)  
第五十八條の二 任命権者は、条例で定めるところによ

2・3 (略)

り、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評

定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外等）            第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第六号、第三項及び第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>2            2            4            4            （略）</p>	<p>（他の法律の適用除外等）            第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第六号、第三項及び第五項を除く。）、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>2            2            4            4            （略）</p>

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）

【附則第三条関係】  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数に含まない数） 第十八条 第六条第一項及び第十條第一項の規定による 小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数に は、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 一 休職者 二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により 同項に規定する大学院修学休業をしている者 三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により 同項に規定する自己啓発等休業をしている者 四 地方公務員法第二十六条の六第七項の規定により 任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される 者 五 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に 関する法律（昭和三十年法律第二百五号）第三条 第一項（同条第三項において準用する場合を含む。 ）の規定により臨時的に任用される者 六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年 法律第十号）第六条第一項の規定により任期を定 めて採用される者及び臨時的に任用される者</p>	<p>（教職員定数に含まない数） 第十八条 第六条第一項及び第十條第一項の規定による 小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数に は、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 一 休職者 二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により 同項に規定する大学院修学休業をしている者 三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により 同項に規定する自己啓発等休業をしている者 四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に 関する法律（昭和三十年法律第二百五号）第三条 第一項（同条第三項において準用する場合を含む。 ）の規定により臨時的に任用される者 五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年 法律第十号）第六条第一項の規定により任期を定 めて採用される者及び臨時的に任用される者</p>

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）

【附則第四条関係】  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教職員定数に含まない数） 第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。</p> <p>一 休職者</p> <p>二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者</p> <p>三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>四 地方公務員法第二十六条の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者</p> <p>五 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者</p> <p>六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者</p>	<p>（教職員定数に含まない数） 第二十四条 第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。</p> <p>一 休職者</p> <p>二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者</p> <p>三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者</p>

改正案	現行
<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条（第七項を除く。）、第十四条第二項、第二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十一年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十一年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五十八条の二の規定</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条（第七項を除く。）、第十四条第二項、第二十四条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（同条第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十一年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）並びに第五十八条の二の規定</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

4 5 6 (略)	(略)	第二十六 条の第一 項及び第 五項及び 第六項(第 二十六条 の第十一 項において 準用する場 合を含む。 )、第二十 六条の第六 項から第 三項まで、 第六項、第 七項各号列 記以外の部 分及び第八 項並びに第 二十七条第 二項	(略)
	(略)	条例	(略)
	(略)	設立団体の条例	(略)

4 5 6 (略)	(略)	第二十六 条の第一 項及び第 五項及び 第六項並 びに第二十 七条第二十 項	(略)
	(略)	条例	(略)
	(略)	設立団体の条例	(略)